

令和 4 年 5 月 14 日

学校法人和泉学園
理事長 阪口 国生 殿

監査報告書

私は、学校法人和泉学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄付行為第 16 条に基づいて同学園の令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）における決算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。監査の結果、私は上記計算書類が学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人和泉学園の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

監事 横田 一美

令和 4 年 5 月 14 日

学校法人和泉学園
理事長 阪口 国生 殿

監査報告書

私は、学校法人和泉学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄付行為第 16 条に基づいて同学園の令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）における決算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）及び理事の業務執行状況について監査を行いました。監査の結果、私は上記計算書類が学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人和泉学園の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

監事 大澤 雄彦